

## 第 4 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 21 年 7 月 3 日（金）午前 9：30～12：50	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、奥委員、鎌崎委員、佐藤委員、中林委員
	事 務 局	安富市民部長、市民協働推進課菅原課長、佐々木主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 前回会議整理事項の確認について</li> <li>◇ 北広島市補助金等交付規則等について</li> </ul> </li> <li>3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公益活動事業補助金審査要領について</li> <li>◇ 協働事業提案制度審査要領について</li> </ul> </li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 次回の開催日程について</li> </ul> </li> <li>5 閉 会</li> </ol>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1 公益活動事業補助金交付要綱案等</li> <li>・資料 2 協働事業提案制度実施要綱案等</li> <li>・資料 3 北広島市補助金等交付規則等</li> <li>・資料 4 公益活動事業補助金審査要領案</li> <li>・資料 5 協働事業提案制度審査要領案</li> </ul>	

## ■会議録

### 1. 開 会

会 長：第4回市民協働推進会議を開催いたします。

### 2. 報告事項

#### ◇前回会議整理事項の確認について

会 長：前回会議結果を受けて修正した事項について事務局から報告していただき、各委員で再確認をお願いします。

事務局：《資料1,2により前回会議で修正した箇所について説明》

会 長：補助金交付要綱第4条「団体の概要書」の構成員数の表現ですが、「内役員数」を「うち役員数」とかな表示にした方が分かり易いと思います。

事務局：そのように修正します。協働事業提案制度も同様に修正します。

各委員：了解です。

B委員：補助金第4号様式「団体の概要書」に代表者が入っているので、第5号様式「役員及び会員名簿」のタイトルは、「申請事業にかかわる役員及び会員名簿」にして、申請事業に限定したほうが良いということだったと記憶していますが。

事務局：注釈で申請事業にかかわると表記しているので、タイトルを修正しなくても解釈できるということだったと認識していました。

D委員：タイトルに入っていた方が親切だと思います。

事務局：「申請事業にかかわる役員及び会員名簿」でよろしいですか。

各委員：結構です。

C委員：この注釈1の表現に「会員が5名以上であること」とありますが、これは申請事業にかかわる者なのか団体全体なのかどちらですか。

会 長：団体全体です。

事務局：これを記載することで逆に分かりにくくなっていますね。要綱で団体とは5名以上と規定していますので、ここの表現は削除しますか。

D委員：注釈1は「申請事業にかかわる予定者をお書きください。」だけにして前段を削除した方が良いと思います。

事務局：了解しました。協働事業提案制度も同様に修正します。

#### ◇北広島市補助金等交付規則等について

会 長：前回の会議で、市の補助金交付規則等について事務局に資料提供を依頼したところです。資料について事務局から説明をお願いします。

事務局：《資料3をもとに概要説明》

D委員：補助金等交付基準の第4「交付基準」に個別基準、共通基準と記載されていますが、この意味を説明してください。

事務局：個別基準は、示されている条件のいずれかを満たしていれば良いということです。それに対して共通基準は、示されている条件の全てを満たしていなければならないということです。

D委員：了解しました。

会 長：補助金等交付基準別表の数字は、見直し年次の分類ということですが、例えば1という

のは、今年度に見直しということですか。

事務局：初年度という意味です。平成 19 年度から開始していますので、今年度は 3 年度目になります。

会 長：この見直しによって廃止する補助金もあり得るということですか。

事務局：はい。

会 長：私たちから見ると、もう必要ない補助金があるように思います。そういうものを外部評価委員会で仕分けするのですかね。

事務局：はい。

会 長：いま私たちがやろうとしている補助金のように、各課で既に行っている補助金についても、事前に市民会議で議論してから創設するというようなシステムになっているのですか。

事務局：制度の構築段階から市民と協働で作成するのは、この補助金が初めてになります。

会 長：地方分権の確立という意味においては、この協働推進会議というのは大変意義のある役割を担っているわけです。私たちは、その辺を念頭に置いてこの業務に当たらなければなりません。

D 委員：先程の第 4「交付基準」について、もう少し考え方を確認してから検討に入った方が良いと思います。

「公益性」「必要性」「効果性」「適格性」という個別・共通基準以外に審査項目を追加しても構わないのかとか、逆にこの 4 つの基準のうちどれかを審査項目から削除したらまずいのかなどについて見解をいただきたいのですが。基準の拘束性についてという意味です。

私の考えでは、ここに記載されている基準は基本の審査項目として、更にシビアにするために幾つか別の基準を追加して審査に当たるということになると思っています。

事務局：D 委員のおっしゃる通りです。共通基準は最低限の審査項目であって、それに公益活動や協働の見地から見た審査項目を加えるという考え方です。そのような考え方に則って今回の審査要領を作成しています。

D 委員：了解しました。

会 長：それでは、協議事項に入ります。

#### ◇公益活動事業補助金審査要領、協働事業提案制度審査要領について

事務局：《資料 4、5 をもとに概要説明》

D 委員：確認事項が 3 つあります。

先ず公益活動事業補助金の審査項目「公益性」の 5 番目に「市の施策として推進する事業と整合性がとれているもの」とありますが、市補助金交付規則「市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの」から引用したと思いますが、「整合性がとれている」という表現に変更した理由を説明してください。次に協働事業提案制度の審査項目に「効果性」を入れていない理由を説明してください。

3 つ目は、協働事業提案制度と公益活動事業補助金の審査項目とも「必要性」がありますが、各々審査内容が違っている理由を説明してください。

事務局：1 点目の「整合性」については、市の施策として推進している事業とかけ離れていないかどうかというチェックの意味で表現しました。2 点目の「効果性」を外したことについては、補助金は公金支出をすることによる費用対効果があるかどうかをチェックする必要があります。これに対して協働事業提案制度については、必ずしも公金支出だけで

はないかもしれませんが、「効果性」を審査するよりも「協働性」を重視しました。3点目の「必要性」については、協働事業提案制度は補助金と性格が違い、協働指針の概念にもとづき社会的な課題の解決に向けパートナーシップにより事業を展開するものを審査する訳ですから、同じ「必要性」でも審査する内容を変えました。

D 委員：了解しました。

C 委員：採点する際の考え方ですが、団体からのプレゼンを受けて単純に自分の考えで機械的に点数を付けても良いのですか。

事務局：各委員がプレゼンを聞いた感覚で採点していただいて構いません。

A 委員：点数を付けた後に各委員が話し合う必要があると思います。そして、もう一度自分で付けた点数に納得できて本物になると思います。

事務局：各委員で採点した後に協議の場を設けて、それを一度フィードバックし最終採点をしたということですね。

D 委員：そのやり方に賛成です。

事務局：第1段階は、とりあえずそれぞれの見方がありますので個々で採点していただき、次にそれを持ち寄って5名の委員で合議する形で最終結論を導くという流れになると思います。

B 委員：事前に各自が申請書類を評価しておき、それをもとにプレゼンを聞き採点し5名で協議して再評価するというやり方であれば、ある程度自分の出したものに自信を持ってやっていけると思います。

会 長：今のご意見は、大変大事なことだと思います。そのことを審査要領の採択方法の中に盛り込む必要がありますか。

その前に、この採択方法の文言表現について意見があります。「各審査委員の採点の合計点数を30点満点の審査委員人数分で除した値が60%以上を・・・」が分かりにくいので「各審査委員の採点の合計点数を審査委員人数分で除した値が30点満点の60%以上を・・・」の方が分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

D 委員：プレゼンを終えて一度各自が採点して、その平均点を出してみても意見交換した後に再採点したものの平均が60%を上回っているかを判断する流れになると思います。それは、私たちが確認事項として意思統一できていれば良い範囲ですから、その流れを全て要領に表現しなくても良いと思います。今後やっていく中でもっと良い方法が出てくれば、途中から改めても一向に構わないことです。

会 長：運用の中で処理できる範囲ということですね。皆さんよろしいですか。

各委員：了解しました。

会 長：先程の文言表現については事務局にお任せします。

事務局：「採点方法については、30点満点の60%以上を基準とし全委員協議のうえ共通認識のもと総合判定する。」というような表現になりましょうか。

各委員：結構です。

D 委員：60%が良いかどうかという問題もあります。

事務局：60%は事務局案ですから、皆さんで決定していただいて結構です。

D 委員：60%以上でも市の予算内で収まらなかったら不採択になりますか。

C 委員：例えば、予算が300万円だったらそれで打ち切りということですか。申請件数が多くなれば70%、80%と変更しなければならないということですか。

会 長：最終的には市長が決定するので、そこまで気を使う必要はないのではないですか。

事務局：皆さんの役割は、補助金交付事業としての採否について意見を提出していただくことで

す。その意見を尊重して市長が交付、不交付を決定するという流れです。例えば、300万円の予算額に対して、皆さんから採択したほうが良いという事業の合計が400万円だったとしたら、市長はオーバーした100万円分についてカットする訳です。その時の判断材料として、各事業に対する皆さんの意見が重要になるということです。

D 委員：予算を考慮した審査はしなくて良いということですね。

C 委員：だめだった場合の対応の流れとして確認しておきたいのですが、団体が再度、申請案を練り直して再審査するという流れでしたか。

事務局：先程の予算と採択の話の逆パターンになりますが、予算額300万円に対して採択したほうが良いという事業の合計が200万円だった場合が考えられます。その際に不採択としたものでも、もう少し工夫をすれば採択になるという意見が付されている事業があったら、その意見を検討して市長が予算の範囲内で交付・不交付の決定をすることになります。あくまでも補助金支出の最終的な意思決定は市長がします。

D 委員：そうすると5名の委員の審査の最終結論を市長に報告するために、この審査シートを使用することになりますか。

事務局：それは別に作成します。この審査シートは5名がそれぞれチェックし持ち寄って協議するためのものです。

会 長：今年度中に申請が上がってくる事業を市は把握しているのですか。

事務局：事業については募集していない段階ですから把握できませんが、手を上げてくるだろう団体としては、現在市内に20あるNPO法人や任意の活動行っている市民活動団体も申請してくることが想定されます。ただ、どのような分野の事業かは募集してみなければ見当が付きません。

会 長：協働事業提案制度の「行政提案型」について市で何か計画があるのですか。

事務局：まだこの制度が確定していない状況ですから、全部署に協働事業を提案してほしいという投げかけをしていません。まずはこの制度を固めることが最優先です。

会 長：了解しました。他にいかがでしょう。

D 委員：「公益性」の審査内容の整合性についてですが、市が推進する事業とかけ離れているとか、方向性が違うというものが、整合性が取れていないということになると思います。そうすると上の4つの項目に該当していなくても、整合性の項目で大半はクリアできてしまうことになりませんか。

2点目は、補助金の「必要性」の審査内容に「行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業である」とありますが、一体何を言いたいのか良く分かりません。少し言葉を補足しないと委員の独断で評価せざるを得ません。

3点目は、「実現可能性」「発展普及性」は、市の補助金交付基準にはない審査項目で、協働を推進するための審査シートとして面白いし独自性が表れていて賛成です。この他に提案したい審査項目が2つありますので皆さんの意見を伺いたいと思います。一つは、財政的に裕福な団体と苦しい団体の差を審査しなくてよいのかということです。もう一つは、北広島の特徴を活かすというような「北広島らしさ」です。地域性、ローカル性のある事業が対象になるということは、北広島の将来にとって大変明るい材料だと思います。

会 長：先ず「公益性」の整合性についていかがでしょう。

事務局：整合性を使った根拠は、上の4つの項目のどれにも該当しない事業が出てきた場合に、公益性を審査するのですから、市が実施している他の施策とかけ離れていないという観点で整合性が取れているものと表現しました。

D 委員：整合性が取れていないという事業はどのようなものが想定されますか。

事務局：市民の皆さんが公益サービスとして受益できる事業かということになると思います。

会 長：全市的な公益性が有るか無いかの判断ですね。

D 委員：分かりました、整合性についてはあまりこだわらないことにします。

A 委員：「北広島らしさ」についてですが、この制度をスタートする目的は何だったのかということに立ち返ってみてはどうでしょうか。北広島の市民が心豊かに暮らしていくために、公益活動団体の皆さんが一生懸命やっていることを、この会議が推進して上げるということも含まれているはずだったと思います。そういう意味で D 委員が提案されたことは理解できます。ただ漠然と機械的に申請されたものを審査することを繰り返すだけでは、何をやっているのかなという気がします。

B 委員：「真に補助すべき事業」の意味ですが、今実施した方が良いのか 10 年後に実施した方が良いのかという判断になると思います。そのような表現にした方が審査し易いです。「真に」だと漠然とし過ぎです。

もう一つは、「必要性」の審査内容の「社会経済情勢に合致している」ですが、経済効果は無いけれども、心や文化の問題で今やっておいた方が良いというものも出てくるのが想定されますので、ここの表現を検討した方が良いと思います。

「公益性」の採点だけが 3 倍になっていますが、この意味が分かりません。

D 委員：「公益性」は 3 倍のウエイトを置くほど重要だということです。

B 委員：先程の整合性ですが、上の 4 項目と共通項に近い意味になりませんか。

D 委員：そうです。整合性だと必須条件となってしまいますので、市の補助金交付基準の通り「積極的に推進する」という表現にした方が良いと思います。

B 委員：どうしても整合性を見るのであれば、別に点数を与えた方が良いと思います。

事務局：3 倍というのは、最終的な総合点数において「公益性」のウエイトが大きいという意味です。

整合性の表現箇所は、市の補助金等交付基準の原文をそのまま引用して、「市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの」に変更することよろしいですか。

各委員：了解です。

会 長：「北広島らしさ」はいかがでしょう。

D 委員：北広島の自然、文化及び歴史や市民の知識などの人的資源又は特産物などもそうです。そういうものを活かすこととしているならば「らしさ」ですし、あるいは事業を実施した結果として、北広島の特徴を作り上げていく狙いがあるものもそうです。そのようなイメージで提案しました。

事務局：新たな審査項目として「北広島らしさ」を設定するということですか、それともどこかの項目の中の審査内容の一つとして追加するということですか。

D 委員：新たに「地域性」という項目を設定して「北広島らしさ」を審査することでいかがでしょう。

事務局：その地域というのは、市内の一部の地域ではなく北広島市という大きな捉え方でよろしいですか。

D 委員：はい。あるいは「北広島らしさ」をそのまま審査項目としても良いかもしれません。

会 長：60%と 3 倍のウエイトの件はいかがでしょう。

D 委員：60%ですが、この原案で審査していくと殆どの事業が 80%、90%という高いパーセンテージになってしまう気がします。おそらく「公益性」に該当しない申請はあり得ないだ

ろうと思います。「必要性」やその他の審査項目についても大半が認められるものになるように思います。稀に工夫次第で認められるものが出てくる程度ではないですか。多分、申請されたものは全て60%以上になると思います。それでも良いということにするのか、もう少しハードルを高くして予算の範囲内で採択事業を絞り込むのか、あるいはこの要領には明記しないで、例えば審査員5人中4人が賛成であれば採択するという方法もあります。いずれにしても60%は少し甘過ぎると思います。

C 委員：実際に審査するとなると、余程のことがない限りほぼ満点に近いものになるような気がします。60%が良いのかどうかは別として、点数にこだわらなくても最後の総合判定でくくれるとは思っています。

A 委員：何を持って60%なのか、何を持って5人中4人なのかという基準をお互いにしっかり捉えていなかったら、数字に縛られることになります。私は「公益性」を3倍にするということには必要ないと思います。3倍して点数を上げる意味が分かりません。

会 長：3倍ということは、「公益性」を重要視して見るということですが重要視する必要がないということですか。

A 委員：重要視するほど私たちが見る目を持っているのかという不安があります。

B 委員：基本的にこの審査シートは、できるだけ可とするためなのか、落とすためなのかによって作り方が変わってくると思います。この案ですとなるべく可とするような意図が働いていると思います。当初この審議が始まった頃はそのような流れでしたので、それを汲んで出来上がっているのだと解釈しています。余程欠点がない限り全部80%以上であっても構わないと思います。

会 長：意見が分かれている様ですが、私たちとしては意図して落とそうとすることはないので、良いものが申請されればむしろどんどん推奨していきたいというスタンスです。ただし、ボーダーラインというものが必要なので妥当なところを設定しておかなければいけません。外部評価委員会の例はどのようになっていますか。

事務局：現行補助金は、「公益性」が3倍となっていて採点配分は5点、4点、3点、2点、1点となっています。新規補助金は適か否かの判断だけです。いずれも意見を付す形式になっています。

D 委員：採点配分が細かい方が判定し易いです。2点（認められる）、1点（工夫次第で認められる）、0点（認められない）では荒っぽすぎます。例えば「公益性」のところを3倍にしないで、6点、5点、4点、3点、2点、1点、0点としたら差が付け易いです。

C 委員：「公益性」については、採点をもっと段階的に分けて判断するということですね。

D 委員：はい。そうしないと差が付きません。60%については賛成です。ウエイト付けについても賛成です。ただし、ウエイトの付け方を倍数ではなく配点を高くしてなおかつ細かくする方が良いと思います。原案の採点ですと2点の3倍で6点、1点の3倍で3点、0点の3倍で0点となり、結果があまりにも大雑把になってしまいます。

B 委員：私も採点の仕方を変えた方が良いと思います。「公益性」の5つの審査内容のうち2つも3つも該当する事業があるかもしれません。そのようなものを自分として焦点を置いて評価してあげたいと感じた際に、配点を高くしてなおかつ細かい方がやり易いです。

事務局：会議時間が長くなっていますので、まだ整理が付いていない提案についてまとめ作業に入っていただいてもよろしいですか。

今議論している採点の件、「北広島らしさ」や「団体の財政基盤」を新たに審査項目にするという件、「真に補助すべき事業」を具体的な表現にする件が整理されていないところ です。

「必要性」の審査内容の社会経済情勢は、経済を削除して社会情勢でよろしいですか。

各委員：結構です。

会 長：「団体の財政基盤」を審査項目に入れるかどうかについていかがでしょうか。

B 委員：「適格性」の審査内容に「会計処理及び補助金の使途が適切である」とありますので、これで判断が付きます。財政基盤が安定している方が逆に少ないのではないですか。

D 委員：B 委員がおっしゃっているのは、財政基盤が脆弱なところは、危ないからあまりお金を出さない方が良いのではないかということの心配はいらぬということですね。私が提案しているのは、余裕があるところに補助金を出さないで、困っているところに出してあげた方が良いという判断を審査で行う必要があるのではないかということです。

会 長：何れにしろ「適格性」の項目で判断が付きます。

D 委員：会計処理が適切かどうかということと、その団体が裕福でお金に困っていないということとは意味が違います。

事務局：団体の財政基盤が裕福かどうかという判断を審査項目として設定するか、それとも会計状況を見れば分かることなので、全体の意見交換時に判断するかのどちらかということですね。

B 委員：事業を審査するスタンスとして、申請されたものをできるだけ採用していこうという判断であれば、その項目は特に必要ないと思います。

会 長：私も B 委員と同意見です。

B 委員：D 委員がおっしゃられているのは、事業の順位付けをする際に有効になりますが、審査する段階では、その項目は必要ないと思います。

D 委員：他の自治体では、項目として入れているところもあります。例えば、前年度の繰越金が補助金の申請金額を上回っている場合には、財政基盤の項目を 0 点にするということです。B 委員がおっしゃられているのは、同じ点数のところがあった場合に、財政的に困っているところを優先して採択してあげるという第 2 次の判断で使った方が良いということですね。

会 長：団体の財政基盤については、審査シートの項目には入れないで、競合する団体が出てきた場合に一つのチェック項目にすることでよろしいですか。

A 委員：採択方法の共通の認識として整理しておくべきことだと思います。

各委員：了解しました。

会 長：「公益性」の採点の件はいかがでしょう。

A 委員：私は、原案通りの 2 点、1 点、0 点を 3 倍する方式に賛成です。

会 長：D 委員の提案は、6 点から 0 点まで細かく配点して 3 倍は無くするという事です。そうすると審査シートの中に記載されている審査採点の項目をそっくり変更するという事ですか。

D 委員：「公益性」だけ 6 点から 0 点まで配点と但し書きにすれば済みます。

事務局：ここを細かくすると難しくなりませんか。原案ですと一つの項目にはまると自動的に 2 点の 3 倍で 6 点となりますが、提案ですと一つの項目にはまっても 6 点も 4 点も 2 点もあるということになりますね。

D 委員：差がなくても全然構わないというのであれば結構なのですが。例えば、「公益性」の中で市民の福祉・健康増進に対して、この事業は凄くプラスに働くと思うのと、ただ健康増進に関係している程度のものが、結果として両方とも 6 点に成らざるを得ないのです。認められる顕著性の大小に対して、差を付けなくても良いのかどうかということをお願いしたいのです。



C 委員：市の補助金交付基準には、「補助金等の交付は、地方自治法の規定に基づき、公益上必要のある場合に限られるものであり、その判断にあつては、十分かつ客観的に妥当性があることを念頭に厳正に行うものとする」と記載されています。これからすると認められるから単純に6点を与えるのはいかがなものかと思います。中味を見て6点から0点で判断するD委員の提案に賛成です。

会 長：原案のままかD委員の提案のどちらかということです。確認ですが「いずれかに該当しているか」のいずれかの解釈ですが、どれか一つに該当していれば良いのか、幾つかに該当していればその数分だけ高得点になるということになるのですか。

事務局：事務局の原案は、どれか一つに該当していれば良いという考え方で作成しています。

D 委員：私の提案もどれか一つに該当していれば良くて、公益性の数の勝負ではなく顕著なものについては高得点を与えますということです。

B 委員：色々な公益性がある事業を評価しなくても良いのですか。

A 委員：各委員の評価がバラバラにならないように、そこところは統一しませんか。それから、D委員の提案ですと、「公益性」とその他の審査項目の採点を分けて判断するという事ですから、現実問題として2つの考え方を頭において行わなければならず難しいです。

会 長：「公益性」の1点と「必要性」の1点を同じウエイトで考えても良いのかという疑問があります。基本的には、公益性を重要視して他の項目の3倍のウエイトで考えましょうということですから。

B 委員：D委員の提案でも満点は原案の3倍のウエイトをクリアできています。ただ、私は差を付けるのではなく、協働推進の基本原則や申請されたものを原則的に可とする考え方を踏襲するのであれば、認められるものは全て6点で良いと思っています。

D 委員：そうしますと点数での順位付けが難しくなって、どのような意見を付すかということが重要になるということです。点数というのは一体何のために付けたのかということになりませんか。あくまでも意見交換するための自分としての参考資料としての意味合いが強いです。

B 委員：市の補助金等評価実施要領における「新規補助金」の評価表では、適か否かの判定になっています。その程度の大きなくり方で良いのではと考えています。

D 委員：同要領の「現行補助金」の評価表では、5点から1点までの5段階評価をしています。

会 長：それでは5段階評価を採用しますか。

A 委員：5段階評価には反対です。もっと難しくなります。適否か2点、1点、0点のどちらかでない判断できないと思います。

事務局：参考まで、指定管理者を選定する際に同様のやり方で審査したのですが、評価基準を細かくすればするほど評価が難しくなって苦勞しました。評価委員からもその差は何ですかという質問にうまく回答できなかった経験があります。

D 委員：点数の差を付けないで、そのような答申を市に提出したら逆に市が困らないのですかという心配をしているのです。気楽な形でやらしていただけるのであれば助かりますが。

会 長：何れにしても最後に出す意見が非常に重要になってきます。この審査シートを5枚集めて一つのものにする議論をするわけですから、個表としての扱いということにすれば適か否かということでも良いのではないですか。

D 委員：大雑把にしておく、審査の意見交換の際に悩むことになります。

事務局に伺いますが、この件について本日結論を出さないといけないですか。

事務局：いいえ、日を改めて再度検討していただいて構いません。

今後のタイムスケジュールは、制度案を広報きたひろしま10月1日号に掲載して、市民

の意見を募集するパブリックコメント手続きを実施します。そのための原稿締め切りが9月1日です。皆さまからの答申を市長に報告し庁議を経る事務手続きもありますので、8月上旬には結論を出していただきたいです。

会 長：それでは次回の会議で再度検討することではいかがでしょうか。

各委員：了解しました。

D委員：次回会議で他に検討することはありますか。

事務局：この審査要領だけです。

#### ◇次回の開催日程について

《各委員の日程調整の結果：7月31日（金）14：00に決定》

会 長：これで第4回協働推進会議を終了します。皆さん本日は大変お疲れ様でした。